

地域包括ケア病床

ご利用の案内



医療法人社団 水生会 柴田病院

〒753-0221 山口市大内矢田北5丁目11番21号

TEL(083)927-2800 FAX(083)927-5630

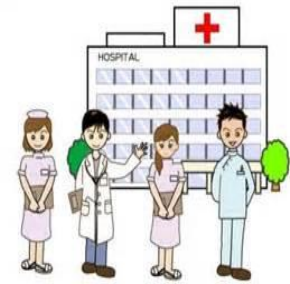
□地域連携室 TEL(083)927-1847(直通)

地域包括ケア病床とは

「地域包括ケア病床(病棟)」は、厚生労働省の方針により、平成26年度に新設された病床(病棟)です。

「地域包括ケア病床」とは、急性期治療を経過し、病状が安定した患者さんに対して、心身が回復するよう医師や看護師、病棟専従のリハビリテーション科のセラピスト等により、在宅復帰に向けて治療・支援を行っていく病床です。

患者さんの退院支援・退院後のケアについては、医療ソーシャルワーカーがサポートさせていただきます。

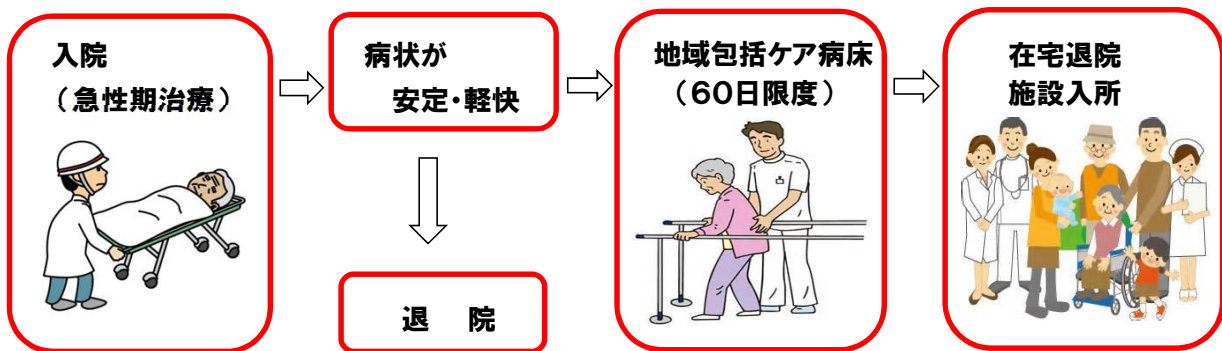


どんな場合に入院となるのか？

一般病床より地域包括ケア病床へ転床していただく場合は、主治医が判断し、患者さんご家族に提案させていただきます。

ご了解いただいた場合、地域包括ケア病床へ移動し、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じ調整いたしますが、**60日**を限度としております。



入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり、「地域包括ケア病棟入院料1」を算定いたします。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病床より自己負担額が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。(75歳以上では、ほとんどの場合増額はありませぬ)

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能です。病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床に転床(変更)する場合があります。

